

アゼルバイジャン子ども学研究序説（3）

—子どもの権利条約の国内実施に関する立法化と政策を中心に—

村 知 稔 三
(Toshimi MURACHI)

【はじめに】

本稿は、「旧ソ連4か国（ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アゼルバイジャン）の子どもの権利と保育・教育・福祉に関する比較研究」という中期的研究課題¹の一部をなすアゼルバイジャン共和国の子ども学研究に関する第3報である。

昨年の第1報²では、同国の概要、関連する先行研究、利用する資料について述べたうえで、子ども人口（年少人口）³を中心に、人口動態の特徴について考察した。それに続く今年の第2報⁴では、同国の乳幼児・保育をめぐる現状の特徴を紹介した。

第3報の本稿では、アゼルバイジャン政府が1992年に批准した子どもの権利条約に関する報告書と、それに対する国連子どもの権利委員会の総括所見——これら双方の第1回（報告書1996年→総括所見1997年）、第2回（2005年→2006年）、第3/4回統合（2011年→2012年）、第5/6回統合（2020年）の文書を分析することで⁵、1990年代～2010年代の同国における子どもの権利の実態とその保護・保障⁶の動向について概観する。その際の焦点は、子どもの権利条約の国内実施に不可欠な基本法、国家計画、調整と監視の機能を含む権利委員（オンブズマン）会組織、関連データの一元的収集などの制度構築の進展具合である。なお、2010年代については、政府報告書は出ているものの、総括所見は未公表なので、関連資料などをもとにしたい。

先行研究については第1報の第2節で詳しくふれている。研究状況を簡潔に言えば、アゼルバイジャンの子ども学に関する研究は、ベラルーシ共和国やカザフスタン共和国の場合と同じく、ほぼ未着手の状態にある。また、本稿のように権利条約をめぐる締約国政府と権利委員会の間のやりとりを考察した研究は、日本だけでなく、英語圏でもあまり例をみない⁷。この点で本稿は一定の意義をもっている。

以下、第1節では、本稿の課題の前提として、主要な人権条約に対する4か国の対応を整理する。なかでも今日、重要な個人通報制度に注目する⁸。続く第2、3節では、第1回～第5/6回の政府報告書と総括所見を比較する。最後に第4節では、報告書と所見などにもとづいて子どもの権利保護政策の動向を整理し、問題点を考える⁹。

【1】主要な人権条約に対する4か国の対応

本稿の課題に入る前に、その前提として、主な人権条約に対する4か国の批准・署名の時期を確認しておきたい(表1)。人間開発指数を付した意味は後ほど説明する。

表1 主要な人権条約と各国の批准状況(年月)

人権条約の略称	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	アゼルバイジャン
ジェノサイド 1948年	1954. 5	1954. 8	1998. 8	1996. 8
難民 1951年	1993. 2	2001. 8	1999. 1	1993. 2
人種差別 1965年	1969. 2	1992. 4	1998. 8	1996. 8
社会権 1966年	1973.10	1973.11	2006. 1	1992. 8
自由権 1966年	1973.10	1973.11	2006. 1	1992. 8
女性差別 1979年	1981. 1	1981. 2	1998. 8	1995. 7
拷問禁止 1984年	1987. 5	1987. 5	1996. 8	1998. 8
子ども 1989年	1990. 8	1990.10	1994. 8	1992. 8
移住労働者 1990年	—	—	—	1999. 1
(人身取引 2000年)	2004. 5	2003. 6	2008. 7	2003.12
障害者 2006年	2012. 9	2016.11	2015. 4	2009. 1
強制失踪 2006年	—	—	2009. 2	2007. 2
cf. 人間開発指数 (順位)	0.822 (52)	0.808 (60)	0.811 (56)	0.745 (91)

注：—：未署名・未批准／下線部：署名／「人身取引」は「国際的な組織犯罪防止に関する国連条約」(2000年)の選択議定書／各条約の正式名称は次のとおりである。

ジェノサイド：集団殺害犯罪の防止・処罰に関する条約(Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide)

難民：難民の地位に関する条約(Convention Relating to the Status of Refugees)

人種差別：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination)

社会権：経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)

自由権：市民的・政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights)

女性差別：女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)

拷問禁止：拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に対する条約(The Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)

子ども：子どもの権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child)

移住労働者：すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する国際条約(International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families)

人身取引：国際的組織犯罪防止に関する国連条約を補足する人(特に女性・子ども)の取引を防止・抑止・処罰するための議定書(A Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime)

障害者：障害者の権利に関する条約(The Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

強制失踪：すべての人を強制的失踪から保護するための条約(強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約)(The International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance)

出典：国連人権高等弁務官事務所公式サイト(2022年7月30日)／『人間開発報告書』2021-22年版、272～275ページ。

ここからわかるように、4か国ともほとんどすべての人権条約を批准している。特にアゼルバイジャンは、他の3か国が批准していない移住労働者とその家族の権利保護条約の締約国であるし（日本は未批准）、強制失踪からの保護条約の署名国でもある（日本は批准）。

表1のうち、ソ連解体の1991年末以前の批准は、ソ連が行なったものをロシア（連邦）が継承し、白ロシア共和国がしたものをベラルーシが受け継いだ（ソ連の構成共和国であった白ロシア共和国は国連に議席をもっていた）。カザフスタンとアゼルバイジャンはともに独立後に批准している。

表1では、参考までに、人間開発指数をあげた。最新の同指数の対象は191か国で、これらが「最上位」「上位」「中位」「下位」の4グループに区分されている。ロシア、ベラルーシ、カザフスタンは「最上位」グループ66か国の下位、アゼルバイジャンは「上位」グループ49か国の中位に位置している。前3か国とアゼルバイジャンの主な相違点は国民一人当たり GNI（国民総所得）である。ロシアのそれを100とすると、カザフスタンは88、ベラルーシは69であるのに対して、アゼルバイジャンは44であることが¹⁰、同国の人間開発指数が4か国で最も低い主因である。それにつぐ要因は、平均就学年数が他の3か国では12年以上（ロシアの12.8年からベラルーシの12.1年まで）であるのに対して、アゼルバイジャンでは10.8年とやや短いことである。これは後期中等教育への進学率が相対的に低いからであろう¹¹。

つぎに、人権条約に関する現下の焦点である個人通報制度の批准状況を次ページの表2にまとめてみた。参考までに子どもの権利条約の国内実施の達成度と男女格差指数も示す（ともに説明は後述）。

表2からわかるように、個人通報制度を4か国で採択しているのは自由権規約と女性差別撤廃条約であり¹²、カザフスタンとアゼルバイジャンが採択しているのが社会権規約である。カザフスタンは障害者の権利条約の選択議定書にも署名しており、4か国のなかでの積極性がめだつ。

他方、子どもの権利条約の選択議定書については4か国とも批准を行っていない。現時点でこの選択議定書に署名しているのは52か国、批准しているのは50か国である。これらの諸国は南北アメリカと西欧・中欧に多く、旧ソ連諸国で批准しているのはウクライナ、アルメニア、ジョージア（グルジア）、署名しているのはリトアニアである¹³。

ちなみに、日本政府はすべての人権条約について個人通報制度を採用していない。そのうえ、人権保障の「最後の砦」といわれる裁判所が必ずしも行政府から独立しておらず、裁判官の人権感覚も、日本社会の現状を反映して、全般的に古く、弱い傾向にある。女性差別撤廃条約の個人通報制度について論じた最新の新聞記事が指摘するように¹⁴、国民・市民にとっても、裁判所・裁判官にとっても必要な好機が長く見逃されている。

国際結婚・離婚などと国際養子縁組に伴い発生する諸問題への対応に関する2つの条約については、アゼルバイジャンが前者を批准しておらず、ロシアが後者を署名にとどまっているという点が目を引く（日本は後者を未批准）。

子どもの権利条約の国内実施の達成度については、後ほど表10にふれる際に説明したい。

表2には2種の男女格差指数もあげておいた。よく知られた下段の GGGI については、日本が、

表2 主要な人権条約の選択議定書（個人通報制度）と各国の批准状況（年月）

選択議定書の略称	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	アゼルバイジャン
社会権 2008年	－	－	2010. 9	2009. 9
自由権 1966年	1991.10	1992. 9	2009. 6	2001.11
女性差別 1999年	2004. 7	2004. 2	2001. 8	2001. 6
子ども 2011年	－	－	－	－
障害者 2006年	－	－	<u>2008.12</u>	－
児童ポルノ 2001年	2013. 9	2001.12	2001. 4	2002. 7
子ども兵士 2001年	2008. 9	2005.12	2003. 4	2002. 7
国際的な子の奪取 1980年	2011. 7	1998. 1	2013. 6	－
国際養子縁組 1993年	<u>2000. 9</u>	2003. 7	2010. 7	2014. 7
cf. 子どもの権利条約の国内 実施の達成度	7.84 第3段階	7.57 第3段階	8.33 第2段階	7.68 第3段階
男女格差指数（ジェンダー ギャップ指数）の順位	50 81	31 33	44 80	73 100

註：－：未署名・未批准／下線部：署名／選択議定書で個人通報制度を定めている表中の条約のほかに、条約本体の条文のなかで同制度について規定しているのが「人種差別（第14条）」「拷問禁止（第22条）」「移住労働者（第77条）」「強制失踪（第31条）」の4条約である／子どもの権利条約に関しては2001年5月採択の2つの選択議定書についても示す／子どもの権利条約の国内実施の達成度はスウェーデンのNPO「ヒューマニウム」によるもので、上段が10点満点、下段が5区分での数値（第1段階が最もよい。後掲の表10参照）／男女格差指数の順位：上段はGender Inequality Index（国連開発計画）、下段はGlobal Gender Gap Index（世界経済フォーラム）。ともに2021年（下段の2022年版は発表されており、ベラルーシは36位、カザフスタンは65位、アゼルバイジャンは101位である一方、ロシアは含まれていない）／各議定書の正式名称は次のとおりである。

社会権：社会権規約に関する選択議定書（Optional Protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）

自由権：自由権規約に関する選択議定書（Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights）

女性差別：女性差別撤廃条約に関する選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）

子ども：通報手続に関する子どもの権利条約の選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on a Communications Procedure）

障害者：障害者の権利に関する条約の選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities）

児童ポルノ：児童売買・児童買春・児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書（児童ポルノ禁止条約）（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography）

子ども兵士：武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書（The Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict）

国際的な子の奪取：国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction）

国際養子縁組：国際的な養子縁組に関する子の保護・協力に関する条約（The Hague Convention on Protection of Children and Cooperation in Respect of Intercountry Adoption）

出典：国連人権高等弁務官事務所、ヒューマニウム、国連開発計画、世界経済フォーラムの各式サイト（2022年7月30日）。

2006年の80位から2019年の121位（153か国中。2021年は156か国中120位、2022年は146か国中116位）へと、大きく順位を下げたことが社会的関心をよんだ。

この順位が、「欧州最後の独裁者」ルカシェンコ大統領のいるベラルーシでは33位と、意外に高い一方、他の3か国は80～100位にあり、アゼルバイジャンは4か国で最も低い。GGGIを構成する4分野別の順位をみると、ベラルーシは経済分野5位、教育分野41位、保健分野47位、政治分野66位である¹⁵。他方、アゼルバイジャンは経済分野36位、教育分野62位、保健分野154位、政治分野141位であり¹⁶、保健・政治両分野でかなり低いことがわかる。

保健分野の構成要素は「出生児数の男女比」と「健康寿命の男女比」である。アゼルバイジャンでは前者が155位（0.925）であるのが全体に影響している¹⁷。「出生児数の男女比」は人口学でいう出生性比（女児100人に対する男児数）のことである。通常は105であるこの値がアゼルバイジャンでは108になる¹⁸。男児をやや優先して出産する傾向（男児選好出産）の背景には宗教的・文化的要因などがあるのかもしれない。

政治分野の構成要素は「国会議員」「閣僚」「過去50年間の国家代表の在任年数」の各男女比である。このうち閣僚と国家代表の値は完全不平等を意味する0.000である。これは歴代の4人の大統領とその下での全閣僚に女性が一人もいない（いなかった）ことを意味する。国会議員の値も0.222と低く、女性議員も少ないことがわかる¹⁹。このように男性中心で国政が運営されていることは、子どもの権利を含む人権に対する感覚の低さ・鈍さ、人権問題に対する権威主義的対応ともつながっている可能性がある。

【2】アゼルバイジャン政府の報告書と国連子どもの権利委員会の総括所見との関係

権利条約を批准した締約国の政府は、条約の国内実施の状況に関する報告書を定期的に権利委員会に提出する義務を負っており、初回は批准後2年以内に、その後は5年ごとの提出が原則とされている。他方、権利委員会は報告書を審査し、総括所見をまとめ、締約国の子どもの権利に関する問題点の指摘や改善の提案・勧告を行なう。この審査時には他の国際機関やNGOの情報・報告書などを参考にする（普遍的定期審査制度）²⁰。

こうした一連の過程を、子どもの権利条約について、アゼルバイジャンを対象にまとめ、参考までに他の3か国と日本の場合についても整理すると、表3、4のようになる。

冷戦終焉後の1990年に社会権規約委員会で、ついで1992年に自由権規約委員会で始まった普遍的定期審査は、その後、他の人権条約の委員会（たとえば子どもの権利委員会）でも行なわれるようになった。同委員会は、上述の年数を目途にした報告書提出の義務を締約国政府に課している。それに沿うと、1992年に条約を批准したアゼルバイジャン政府が1994年までに提出しなければならなかった第1回報告書は1996年まで遅れた。同じように、2001年までであった第2回報告書の提出は2005年になった。統合形式になったので10年毎に提出する必要があった第3/4回と第5/6回の報

表3 4か国と日本に対する総括所見²¹の推移

国 名	批准	第1回所見	第2回所見	第3/4回所見	第5/6回所見
アゼルバイジャン	1992	1997	2006	2012	—
カザフスタン	1994	2003	(第2/3回) 2007	(第4回) 2015	—
ベラルーシ	1990	1994	2002	2011	2020
ロシア	1990	1993	1999	(第3回) 2005	(第4/5回) 2014
日本	1994	1998	2004	(第3回) 2010	(第4/5回) 2019

出典：国連子どもの権利委員会、国連人権高等弁務官事務所の各公式サイト（表4～8についても同じ）。

表4 アゼルバイジャン政府報告書と総括所見の推移

	第1回	第2回	第3/4回	第5/6回
政府報告書	1996 (17ページ)	2005 (109ページ)	2011 (121ページ)	2020 (34ページ)
総括所見	1997 (9ページ)	2006 (16ページ)	2012 (24ページ)	

註：() 内はロシア語原文のページ数。第2回所見 (CRC/C/AZE/CO/2) と第5/6回報告書 (CRC/C/AZE/5-6) はロシア語原文が見当たらないので、英語原文のページ数／第1回報告書 (CRC/C/11/Add.8)、第2回報告書 (CRC/C/83/Add.13)、第3/4回報告書 (CRC/C/AZE/CO/3-4)、第1回所見 (CRC/C/15/Add.77)、第3/4回統合所見 (CRC/C/AZE/CO/3-4)／2022年12月末時点で第5/6回統合所見は未公表。

告書は予定どおり出された。

総括所見の公表は、締約国の増加に伴い、遅れがちになったので、統合形式も認められているものの、第5/6回分は報告書の提出（2020年11月16日）から2年余りが経つ現時点でも未公表である²²。

「カウンター・レポート」「パラレル・レポート」「シャドー・レポート」「オルタナティブ・レポート」などと呼ばれる、人権問題に取りくむNGO（やNPO）の報告書については、その動向を把握していない。日本の場合がそうであるように²³、この報告書はさまざまな意味で政府報告書を補うものである。ただ、NGOの活動に制約があったり、官製NGOしかない、あるいは、官製NGOが主であったりする国では、これに代わるものとして国際NGOや国連機関などがある。その代表は、ユニセフやユネスコ、OECD（経済開発協力機構）や世界銀行、アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチ——これらの現地事務所である。その一部については、第4節であつかう子どもの権利保護政策の動向を別の視点からみる際に活用したい。

【3】第1回～第5/6回の政府報告書と総括所見の比較

ベラルーシとカザフスタンに関する第3報では²⁴、第2節で第1回以降の報告書の目次（段落番号）を紹介して、各国の子どもの権利保護の動向にみられる特徴について考えた。本稿では、紙幅の関係から、この紹介を行なわない。表4でわかるように、第1回報告書は短いものであったのに

対して、第2回と第3/4回のそれはかなり詳しい記述が続くものであった。第5/6回報告書が一転して簡略化されたのは、子どもの権利委員会が定めた政府報告書の様式と内容に関する指針が2010年に再改訂され、報告書の枚数制限が60ページになったからである²⁵。

つぎに、総括所見と政府報告書の形式と内容について表5～8にまとめてみた。表5の評価、すなわち「積極的側面」や「締約国によってとられたフォローアップ措置と達成された課題」（評価・課題）の段落数が少なく、主要な懸念事項・提案・勧告のそれが多いのは、対象国の子どもの権利の保護・保障を推進するために出されるという総括所見の性格によるものであり、どの締約国に対してもほぼ同じ傾向である。

表5 総括所見の段落数

総括所見	序など	評価+困難	懸念事項+提案・勧告	その他	計
第1回（1997）	2	3 + 2	21 + 22	－	50
第2回（2006）	2	2 + 1	63	3	71
第3/4回（2012）	3	3	73	3	82

注：「その他」は「フォローアップと普及」「次回報告書」などである。

総括所見についても指摘できるのは、批准から間もない第1回所見から懸念事項と提案・勧告が、子どもの個別の権利に立ち入って提起されていることである。この点はロシアやベラルーシとは異なり、カザフスタンと似ている。

これらの違いには、おそらく、第1回所見の出た時期が関係していると考えられる。すなわち、ロシアとベラルーシの場合は、批准がともに1990年であり、第1回報告書がロシアで1992年、ベラルーシで1993年に提出されたので、第1回所見はそれぞれ1993年（全24段落）、1994年（全18段落）に公表された。カザフスタンの場合は、1994年の批准から7年後の2001年に第1回報告書（全77段落）が出されたので、第1回所見は2003年になった。これら2つの事例の中間にアゼルバイジャンの第1回所見（全50段落）が出ている。

所見の時期が遅くなるほど、子どもの権利委員会の審査経験も増し、所見の指摘も詳細になっていくという傾向がみられるようである（1998年に出た日本の第1回所見〔全49段落〕についても同じ傾向が確認できる）。

子どもの権利のどの側面が報告書と所見で論じられているのか、ということ、を、総論と各論について量的に、すなわち段落数で示するのが表6である。

1990年代前半の子どもの権利をめぐる動向を述べた第1回報告書では、最初に27段落にわたって「国の総合情報」が詳述されている。そのあと、「一般原則」「市民的権利と自由」「家庭環境と代替的養護」に関する段落はなく、「基礎保健と福祉」「教育・余暇・文化的活動」「特別な保護措置」に関する報告が続く。

表6 政府報告書の各区分の段落数と総括所見の「懸念事項」「提案」「勧告」の段落数

区 分	第1回	第2回	第3/4回	第5/6回
(1) 実施に関する一般的措置	(27)/16	8 + 24/(18)	15 + 44/23	13
(2) 一般原則	- / 2	65 / 7	51 / 8	23
(3) 市民的権利と自由	- / 2	53 / 6	64 / 12	34
(4) 家庭環境と代替的養護	- / 7	50 / 9	125 / 6	34
(5) (障害児、) 基礎保健と福祉	11 / 2	69 / 11	54 / 8	52
(6) 教育・余暇・文化的活動	13 / 1	102 / 2	38 / 2	46
(7) 特別な保護措置	4 / 12	137 / 10	199 / 12	48
(8) その他	5 / 1	- / 6	- / 5	15
計	83 / 50	508 / 74	590 / 82	265

註：「政府報告書／総括所見」の順（第5/6回は報告書のみ）／政府報告書の「計」は「序」「評価＋困難」の段落数を含む／「一般原則」には「子どもの定義」を含む／第1回報告書の「〔条約の国内〕実施に関する一般的措置」の（ ）は「国の総合情報」である／第1回報告書における各区分の段落数の合計と「計」のそれとの差である23段落は、「子どもの権利の法体系」と題して、該当国内法を説明している／第1回総括所見には最初に「序」など7段落がある。各区分は段落の内容から判断した／第2回総括所見には最初に「序」など5段落がある。「実施に関する一般的措置」の（ ）は「主要な懸念事項と勧告」である／第3/4回総括所見には最初に「序」など6段落がある。

それを受けた第1回総括所見では、最初のほうに「主要な懸念事項」が21段落も続き、アゼルバイジャンの子どもの権利をめぐる多くの問題点を率直に指摘している（詳しくは表8参照）。なかでも、第1報でやや詳述した1990年代初めの（第一次）ナゴルノ＝カラバフ紛争の影響による「特別な保護措置」に関する段落が多く、これに関連する「家庭環境と代替的養護」の段落がそれに次ぐ。

1990年代後半～2000年代前半の動向を反映した第2回報告書は、この間の変化を網羅的に扱っており、総段落数も飛躍的に増えている。内容面でも全区分（分野）にわたっており、特に「教育・余暇・文化的活動」と「特別な保護措置」に関する記述は詳細である。

他方、第2回総括所見では、初めのほうに「主要な懸念事項と勧告」が18段落もあり、第1回所見で指摘した子どもの権利に関する多数の問題点（懸念・勧告）の改善がほとんど、あるいは、まったく前進していない状況に警告を発している。続く本論部分では、重点が「家庭環境と代替的養護」「基礎保健と福祉」「特別な保護措置」におかれ、各々について具体的な指摘がみられる。

2000年代後半の動向をまとめた第3/4回報告書は、第2回のそれと同じく、全分野の動向について詳しく書かれている。とりわけ、前回に比較的に手薄だった「家庭環境と代替的養護」と、前回に続いて「特別な保護措置」とが重視されている。後者が第1回所見に続いて重要とされたのは、ナゴルノ＝カラバフ紛争の影響がさまざまな状況下にある子どもたちに広くおよんでいるからである。

第3/4回総括所見では、最初の「実施に関する一般的措置」の23段落がすべて懸念事項を指摘するものであり、子どもの権利をめぐる状況が依然として厳しいことを示している。

2010年代のおおよその動向がわかる第5/6回報告書は、上述の事情で段落数こそ半減したものの、やはり各分野にわたって2010年代の動きをまとめている。とりわけ、2002年に批准していた「児童ポルノ」と「子ども兵士」に関する2つの選択議定書に関する国内実施状況についてまとめた内容が最後に書かれている点がこれまでと異なる。

つぎに、内容にやや立ち入って、計3回の総括所見をみてみよう（表7、8参照）。

表7 総括所見の評価・困難の項目

	評 価	困 難
第1回	包括的な法改革／未成年者権利保護委員会の設立／条約普及の努力／NGOの設立、NGOと政府の協力強化	子どもなど弱者集団に対する市場志向型経済への移行とナゴルノ＝カラバフ紛争が与える深刻な影響
第2回	子どもの権利保護と子どもの教育訓練事業の改善に関する国家計画（2005年）／特別社会支援法（2005年）／人権条約・選択議定書の批准（下記の年表を参照）／公用語での条約の普及／登録NGO数の増加	ナゴルノ＝カラバフ地方の条約実施に関する情報の制限
第3/4回	婚姻年齢の18歳への引き上げ（2011年）／家庭内暴力防止法（2010年）／低所得家庭の子ども、孤児、無保護児、幼児、障害児に対する無償のトレーニング・スポーツ・サービスの提供（2010年）／国内関連法の整備と人権条約・選択議定書の批准	—

表8 総括所見の「実施に関する一般的措置」の「懸念事項」

第1回	子どもの権利法の未制定／関連政策と国家行動計画の未作成／諸組織の調整機関と独立した監視（モニタリング）機関の未設立／関連するデータと適切な指標の不足／最も弱い立場にある子どもの権利保護の措置・計画の不十分さ／専門職・政府職員・一般市民の子どもへの権利に対する認識・知識不足／立法・行政・司法機関の決定と子ども関連政策・計画における条約の一般原則の不十分な考慮／国内法の子どもの定義と条約のそれとの不一致／義務教育終了年齢・最低就労年齢・婚姻年齢の性差／有害情報から子どもを保護する法令の未制定／施設養護に代わる措置〔家庭的養護〕の不十分さ／貧困家庭・単親家庭への不十分な支援／養子縁組に関する包括的な法律の欠如と国際養子縁組の位置づけへの疑問／ナゴルノ＝カラバフ紛争の家族・教育への影響／子どもの虐待・自殺・事故などの情報不足／ストリート・チルドレンと児童売春の増加、虐待・性的搾取に対抗する明確な戦略の欠落／中途退学率の低下措置の欠如／健康状態全般の悪化／矯正施設における子どもの権利の欠如など
第2回	予算、ストリート・チルドレン、健康状態、少年司法に関する前回の勧告の不十分な実施／条約実施のための包括的で十分に構造化された戦略の未作成／子どもの権利委員（会）の未設立／子ども（特に最も弱い立場の子ども）関連統計の不十分さ
第3/4回	立法、独立した監視機関、国家行動計画、出生児の国際的定義の未使用、家庭環境を奪われた子ども、障害児、少年司法——これらに関する前回の勧告の未実施／司法機関が条約の規定の適用を拒否する事例／包括的な子どもの権利法の未制定／未成年者権利保護委員会と家族・女性・子ども問題国家委員会の間での調整欠如／人権委員会における子どもの権利専門委員の不在／条約実施に必要な包括的戦略・プログラムの未作成／低水準の関連予算／自治体当局と医療・教育専門家の間での汚職／条約実施に必要なデータの全般的・継続的欠如／教育専門家・国会議員の不十分な条約認識／NGOへの国の支援と立法過程におけるNGOとの協議の不足

以上の2つの表から次の点がわかる。第1回所見では、政府の幾つかの取りくみと、子どもの権利問題に関連する NGO の登場を評価する一方で、体制転換に伴う市場経済への急速な移行（1990年代中頃に減速）とナゴルノ＝カラバフ紛争が子どもの権利保護の前進にとって大きな障害となっていることを指摘している（表7）。また、懸念事項として、本稿冒頭で述べた条約の国内実施に不可欠なもの——基本法、国家計画、調整と監視の機能を含む権利委員（オンブズマン）会組織、データ収集——をまずあげている。そのうえで、条約普及の不十分さに関する数点を指摘したあと、条約の個別の条文に関わる問題点について具体的な懸念を表明している（表8）。アゼルバイジャン政府は1992年に条約を批准したとはいえ、第1報で概観したように、1990年代前半は政府そのものが不安定であり、この分野での前進が難しかったからであろう。

老練の政治家ヘイダル・アリエフ（1923-2003年）が1992年6月に国民議会議長兼大統領代行に就き、翌年10月の大統領選挙で当選してから徐々に政治は安定し始めた。彼の死亡に伴う2003年10月の大統領選挙でヘイダルの長男イルハム（1961年-）が当選した。こうした政治的背景の下、1990年代後半～2000年代前半には子どもの権利に関する国家計画の策定、関連法の立法、国際条約の批准、条約の普及、NGOの増大といった前進点が第2回総括所見で評価されている（表7）。国内実施に必要な権利委員の不在や関連統計の不十分さは引き続き課題として残されたものの、その他の具体的な懸念事項は、全体として、第1回所見よりも減少した。とはいえ、基本法は未制定であり、第1回所見で懸念された問題点の多くは必ずしも改善されたわけではなかった（表8）。

このことは第3/4回所見であらためて指摘されることになる。同所見はまず児童婚につながっていた低い婚姻年齢を18歳に引き上げたことや、家庭内暴力防止法などの国内法の整備と国際条約の批准を評価する（表7）。そして、懸念事項の最初に、第2回所見で勧告した諸点が2000年代後半に実施に移されなかったことを指摘する。さらに、基本法の未制定が続き、子どもの権利委員が置かれず、委員会が設置されないこと、それに代わる未成年者権利保護委員会（the Commissions on Cases and Protection of the Rights of Minors）と家族・女性・子ども問題国家委員会（Государственный Комитет Азербайджанской Республики по семье, женщин и детей; the State Committee for Family, Women and Children Affairs. 両委員会については第4節参照）の間での調整がなされていないこと、後者の中にある人権委員会に子どもの権利を専門とする委員がいないこと、相変わらず必要なデータが全般的に、継続的に欠けていること——条約の国内実施に必要な基本条件が整っていないことを懸念（事実上の批判）している（表8）。

間もなく公表される第5/6回所見はどのようなものになるのか、という点が注目される。これは次の理由による。第1報でみたように、現大統領は2008年に再選されたあと、翌年には大統領3選を禁じた憲法の規定を国民投票により削除し、2013年の自らの3選につなげた。さらに、2016年には再び憲法を改正して、大統領任期を5年から7年に延長したうえ、（第一）副大統領職を新設し、翌年その職に妻を任命し、2018年には自らの4選を果たした——というように、アゼルバイジャンの権威主義体制は強化されているからである。そこでは、この体制に特徴的なパターンリズムが

前面に出て、大統領の考えや政府の方針に忠実な国民・子どもには、その権利をある程度まで保護するものの、彼らを権利の主体とは認めない（認めにくい）という傾向が確認できるであろう。

【4】子どもの権利保護政策の動向——関連法令を中心に——

（1）本稿最後のこの節では、子どもの権利保護と関連する政策の主な動きをおさえたあと、関連法の規定を順にみる。これらの政策や規定が実際の権利保護に結びついているのか否か、また結びついているとしたら、どのようにしてか、といった点については、基本的に現地調査を待つ必要がある。

年表 1990年代～2010年代の子どもの権利保護の動向

年 月	事 項	備 考
1992年 8 月	障害者福祉法	
1994年 3 月	幼稚園・孤児院・幼児向けサナトリウムにおける子どもの栄養に関する基準	『人権委員年報』2020年版「改訂が必要」／本節（4）参照
1995年11月	憲法（全158条）	本節（2）参照
1998年 5 月	子どもの権利法（全45条）	条約を反映した基本法。本節（3）参照
1998年 9 月	国籍法（全26条）	本節（2）参照
1999年 2 月	労働法	
1999年 5 月	難民・国内避難民の地位に関する法	
1999年 6 月	孤児・無保護児の社会保障法（全10条）	本節（3）参照
1999年12月	民法、刑法／家族法（全195条→2011年改正）	家族法：本節（2）参照
2000年 7 月	子どもの権利保護と子どもの教育訓練事業の改善に関する国家計画	
2001年 6 月	自由権規約の選択議定書（1966年）と女性差別撤廃条約の選択議定書（1999年）の批准	個人通報制度の採用
2001年 9 月	市民サービス法	NGO と政府の協力促進
2001年12月	人権委員（オンブズマン）基本法（全20条）	人権条約の国内実施の責任機関／本節（4）参照
2002年 5 月	未成年者権利保護委員会規則	
2002年 7 月	「児童ボルノ」と「子ども兵士」に関する選択議定書の批准	2012年の総括所見（CRC/C/OPSC/AZE/CO/1）／同（CRC/C/OPAC/AZE/CO/1）
2002年12月	人権・自由を実現するための規制に関する基本法	欧州人権条約の国内法
2003年12月	人身取引に関する議定書の批准	

2004年 3 月	最悪の形態の児童労働禁止・撤廃のための即時行動に関する ILO 第182号条約 (1999年) の批准	
2005年 5 月	未成年者ネグレクト・非行防止法	
2005年10月	特別社会支援法	低所得世帯に毎月手当を支給
2006年 2 月	家族・女性・子ども問題国家委員会	本節 (5) 参照
2006年10月	男女平等保障法	
2007年12月	NGO 支援国家評議会	
2009年 6 月	教育法 (全47条)	詳細は第 2 報参照
2009年 9 月	社会権規約の選択議定書 (2008年) の批准	個人通報制度の採用
2009年10月	困難な状況下の家庭への国家支援の強化に関する法	
2009年12月	第 1 回全アゼルバイジャン子どもフォーラム開催	以降は 2 年毎に開催
2010年 3 月	低所得家庭の子ども、孤児、無保護児、幼児、障害児に対する無償のトレーニング・スポーツ・サービスの提供に関する法	
2010年 6 月	家庭内暴力防止法	
2012年 7 月	市民サービス・社会イノベーション庁設立	
2012年12月	「アゼルバイジャン2020 将来を見据えて」	〔旧〕国家子ども戦略の発展
2013年 7 月	移民法	
2014年 6 月	母子保健改善国家プログラム (2014-2020年) を承認する大統領令	
2014年 7 月	国際養子縁組条約の批准	
2015年 1 月	世界保健機関の勧告にもとづいて国際的出生基準を実施	
2017年11月	乳幼児死亡率低減の追加措置に関する保健省令	
2018年 3 月	障害者権利法	障害者権利条約を反映した基本法
2020年 6 月	大統領令承認「国家子ども戦略 2020-2030」	本節 (4) 参照
2021年 1 月	「国家子ども戦略 2020-2030」実施に向けた国家行動計画 (2020~2025年) 開始	子どもの権利・保護関連の多数の立法の起草・審議

註：本年表は第 2 報の年表と部分的に重なる。

出典：第 1～第 5/6 回の政府報告書と総括所見など。

独立後の約30年間のアゼルバイジャンにおける子どもの権利保護をめぐる主な政策を以上のようにまとめてみると、2つの特徴が浮かんでくる。第 1 に、この分野に関連する法制度の基本は1990年代後半～2000年代中頃にほぼ確立している。この時期は、繰り返していえば、70歳代のヘイダル大統領の統治が比較的安定しており、それを受け継いだイルハム大統領の政治が権威主義化する前で、政権としては周辺の課題である子ども問題・政策にも目が行き届いたものと考えられる。

第 2 の特徴として、そうした時期に、子どもの権利法や人権委員基本法といった子どもの権利条

約の国内実施に不可欠で最小限の法制度が整備された。法の制定という外見からするこの評価が各法の内容の検討を通して変わらないのか否か、という点についてはこのあと順に述べていく。なお、こうした肯定的な評価の一方で、同じく国内実施に必要な子どもの権利委員は今もおかれていないし、子ども関連統計の収集の動きについては政府報告書や総括所見の言及は少ない²⁶。また、個人通報制度について政府は、前述したように、子どもの権利（条約）に関しては後ろ向きである。

（2）年表の備考欄に「参照」とある法律について以下、基本的に経年順に、子どもに関する部分の内容の紹介と検討を行ないたい。

憲法：まず1995年制定の憲法である。そのうち子どもに関する第17、34条（全文）は次のとおりである。

第一部 一般規定

第二章 国家の基礎

第17条 家族・子どもと国家

第1項 家庭は、社会の基本単位として、国家の特別な配慮の下にある。

第2項 子どもの世話（забота）と養育（воспитание）は親の義務である。この義務の履行は国家が監督する（контроль）。

第3項 親のいない子どもと家庭環境を奪われた子どもは国家の保護下にある。

第4項 子どもは、生命・健康・道徳を危険にさらすような活動に関わってはならない。

第5項 15歳未満の子どもは労働に従事させてはならない。

第6項 国家は子どもの権利の実現を監督する。

第二部 主要な権利・自由と責任

第三章 基本的人権・市民的権利・自由

第34条 婚姻の権利

第1項 すべての人は、法律で定められた年齢に達したとき、婚姻する権利を有する。

第2項 婚姻は自発的な合意にもとづいて成立する。何人も婚姻を強制されることはない。

第3項 家族と婚姻は国家の保護下にある。母・父と子は、法律でこれを保護する。国家は大家族を援助（помощь）する。

第4項 夫と妻の権利は平等である。子どもの世話と養育は親の権利であり、義務である。

第5項 親を敬い（уважать）、大切にすることは子どもの義務である。18歳に達した労働可能な（трудоспособные）子どもは、働くことのできない（нетрудоспособные）親を扶養する義務を負う。

第17条では全体として「子どもの保護者としての国家」という像が前面に出ている。具体的には、

家族を国家の基本単位とする家族国家観に立ち（第1項）、「子どもの世話と養育」という親の義務の履行状況を国家が「監督」することを明示する（第2項）。そのため、家族に恵まれない子どもは「国家の保護下」におかれる（第3項）。第2報でみたように、6歳で就学する初等・中等教育は「4-5-2制」とっており、そのうち「4-5」の9年間が義務教育であるので、労働可能年齢は15歳以上となる（第5項）。

条文の見出しには「子ども」がないものの、親子関係にふれているのが第34条である。そこでも家族の一体感・結びつきの強化が重視されており、家族の多様性や、その構成員の間の緩やかな関係を認めるという、現在、先進国などで主流の家族観とは一線を画する²⁷。具体的には、第3項で、家族ばかりでなく、その形成の出発点になる婚姻についても「国家の保護下にある」とされる。さらに、「大家族」には国家が「援助」することを明記している。第17条第2項では「義務」とだけされた「子どもの世話と養育」は、第34条第4項では「権利」ともみなされる。親の子ども扶養義務をうたう一方、第5項では、逆の扶養義務についても規定する。

憲法のこうした家族観が、第2報で詳述した「再生産行動のパターンの反復」というアゼルバイジャンの人口動態の特徴に結びついている、あるいは、後者が前者を支えている可能性がある。

国籍法：つぎに、1998年に制定された国籍（гражданство; citizenship）²⁸法において関連する第四章の条文の構成は次のとおりである。

第四章 養子縁組時と親の国籍の変更時の子どもの国籍

第19条 親の国籍の変更時の子どもの国籍の変更

第20条 後見人・保佐人の下にある子どもの国籍の保持

第21条 親のいずれかの国籍取得時の子どもによる国籍の取得

第22条 親のいずれかの国籍喪失時の子どもによる国籍の保持

第23条 養子縁組時の子どもの国籍取得

第24条 外国人・無国籍者との養子縁組時の子どもの国籍の決定

第25条 国籍変更時の子どもの同意の必要性

第19～24条では、親・養親、その他の代理人の国籍変更と養子縁組に伴う子どもの国籍について、さまざまな場合を考えて規定し、第25条では、子どもが14歳以上（18歳未満）のときは、国籍変更時に子ども自身の同意が必要なことを明記している。なお、第23、24条では国際養子縁組について規定している。それだけに、ハーグ条約と略称される国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（1980年）をアゼルバイジャンが批准していない点が懸念される（表2参照）。

家族法：上記の憲法の2つの条文を具体化したのが1999年制定の家族法である。その構成（全七部）は次のようになっている。

第一部 一般規定

第二部 婚姻の成立と離婚

第三部 配偶者の権利と義務

第四部 親と子の権利と義務

第10章 子どもの出自の確立（第43～48条）

第11章 家庭における子どもの権利（第49～55条）

第12章 親の権利と義務（第56～74条）

第五部 家族構成員の扶養義務

第13章 父母と子どもの扶養義務（第75～83条）

第14章 配偶者・元配偶者の扶養義務（第84～87条）

第15章 他の家族構成員の扶養義務（第88～93条）

第16章 養育費の支払いに関する合意（第94～98条）

第17章 養育費の支払いと留保の手続き（第99～113条）

第六部 家庭環境を奪われた子どもの養育形態

第18章 家庭環境を奪われた子どもの把握と措置（выявление и размещение）（第114～116条）

第19章 養子縁組（第117～135条）

第20章 後見人・保佐人（第136～145条）

第七部 外国人・無国籍者が関与する家族関係への家族法の適用

以上のうち、第12～20章については、子どもの社会的養護をテーマとする第4報（予定）でやや詳しく検討する予定である。本稿では、子どもの権利に直接、関連する第10～11章の条文の内容をみていきたい。これらの章の条（文）名と見出しは次のとおりである。

第10章 子どもの出自の確立

第43条 親子の権利と義務の基本／第44条 子どもの出自の確定／第45条 裁判による父子関係の承認と確定／第46条 出生証明書に記載される子どもの親に関する注意事項／第47条 父性（отцовство）・母性（материнство）に関する紛争の提訴／第48条 未婚者から生まれた子どもの権利と義務

第11章 家庭における子どもの権利

第49条 家庭で暮らし、育つ子どもの権利／第50条 親や他の親族と連絡する子どもの権利／第51条 子どもの保護を受ける権利／第52条 子どもの意見表明権／第53条 名前・父称・姓を持つ権利／第54条 子どもの氏名の変更／第55条 子どもの財産権

第10章では、その見出し「子どもの出自の確立」からわかるように、子どもの権利条約第7条にある出自・出生の問題に関する規定が続く。具体的にみると、第43条「親子の権利と義務の基本」は、子どもの出自の証明から親子の権利・義務関係が出発するという、ある意味で当然のことを述べる。ただ、この出自の証明が色々と難しい事例があり、第44条以下でそれらについて順に規定する。

第44条「子どもの出自の確定」は、医療施設外での出生、離婚や父親の死亡のときと妊娠期間が重なったときの出生、婚外子、出生後の母親死亡、父親から親子関係を確認できない未婚状態での出生——これらの場合に子どもの出自、特に父子関係をどう確定するのか、という問題について規定している（第1～5項）。第45条「裁判による父子関係の承認と確定」は、この問題への裁判所の関与について定める。

第46条「出生証明書に記載される子どもの親に関する注意事項」と第47条「父性・母性に関する紛争の提訴」は、未婚状態での出生や人工授精・胚移植による出生の場合の父母の確定に関する条文である。第48条「未婚者から生まれた子どもの権利と義務」は、彼ら（婚外子）が婚内子と法的に等しく扱われることを決めている。

第11章「家庭における子どもの権利」では、子どもの権利条約第7～9、12、19、20、26条などにある幾つかの権利について規定している。まず第49条は「家庭で暮らし、育つ子どもの権利」についてであり、それが無理なとき、すなわち「親がいない場合や親権を剥奪された場合、子どもが親から保護されない場合」の養育には関係行政機関が当たるとする（第4項）。第50条は「親や他の親族と連絡する子どもの権利」について定め、「親の拘留・逮捕・収容・医療機関入院など」の場合にも、「法律で定められた方法で親・親族と連絡する権利」を認める（第5項）。

第51条は保護を受ける権利、第52条は意見表明権、第53条は名前（・父称・姓）を持つ権利という、子どもの権利条約で最も重視されている諸権利について規定している（第54条は第53条の補足）。他方、第55条は条約に見当たらない財産権（Имущественные права）に関する条文であり、養育費のこと（第2、3項）、自らの収入や相続・贈与で形成された財産のこと（第4項）に関する規定が続く。さらに、第5項では、子どもの財産を管理している親は被後見人（子ども）の財産管理者の規定の対象となる、と明記している。夫婦間と同じように、親子間でもそれぞれの財産は別のものであり、一方が他方の財産を使うことを禁じている。その例外は、第6項にあるように、「同居する親子は、双方の合意により、互いの財産を使用・所有することができる」場合である。同じような規定が他の3か国や日本などで見られるかどうか、という点を確認する必要がある。

このように第10～11章では、憲法の特徴として上で指摘した家族国家観は目立たない。第4報で扱う予定の第12～20章でこの点はどうなのか、という問題が残される。

（3）家族法が子どもの権利の一部にふれているのに対して、同法より1年早い1998年に制定された子どもの権利法はその権利のほぼ全体をカバーしている（表9）。

表9 子どもの権利法と子どもの権利条約の条文の対応関係

第1章 基本規定	権利条約	(22) 教育を受ける権利	第23条
(1) 適用範囲	第1条	(23) 才能教育	－
(2) 権利関連の立法	第4条	(24) 働く権利	－
(3) 子ども政策	第4条	(25) 休息の権利	第31条
(4) 権利保護組織	第4条	(26) 結社の自由	第15条
(5) 利益の優先	第3条	(27) 名誉と尊厳の保護	第16条
(6) 権利の平等	第2条	(28) 搾取と有害な影響からの保護	第32、34条
(7) 代理人	第5条	(29) 社会保障	第26条
(8) 生存・発達の権利	第6条	第4章 困難な状況下の子どもの保護	
(9) 生命・健康の権利	第6、33条	(30) 困難な状況下の子ども	多数
(10) 名前・国籍の権利	第7条	(31) 家庭環境を奪われた子ども	第20条
(11) 教育を受ける権利	第28条	(32) 養子縁組	第21条
(12) 身体的自由と虐待からの保護	第34、37条	(33) 寄宿学校 ²⁹ の養育環境	第20、25条
(13) 物的支援	第27条	(34) 寄宿学校退所児の保護	－
(14) 思想・良心・言論の自由	第14条	(35) 障害児の保護	第23条
(15) 情報の自由	第17条	(36) 障害児の養育者への給付	第23条
(16) 子どもの基本的義務	(第29条)	(37) 武力紛争下の子どもの保護	第38条
第2章 子どもと家族		(38) 自然災害や事故で被災した子どもの保護	－
(17) 家庭で暮らす権利	第9条	(39) 難民・国内避難民の子ども (39-1) ネグレクトと非行の防止	第22+ 19、34条
(18) 親と別れて暮らす権利	第9、10条	(40) 少年事件の司法	第37、40条
(19) 親の権利と義務	第18条	(41) 特別な教育機関における子どもの権利	第40条
(20) 居住権	第16、27条	(42) 少年司法の適用の特徴	第40条
(21) 相続権	－	第5章 最終規定	
第3章 子どもと社会		(43)～(45)	

注：－：該当する条文が見当たらない／第39条には、のちの改正により、第39条の1が追加されている。

この表からわかるように、子どもの権利法は、子どもの権利条約を参考にして、内容的には4つの章に分かれている（第5章は手続き規定）。そこで、条約の側から権利法をみてみよう。まず、生命・生存・発達や名前・国籍といった最も基本的な権利については、権利法の第1章「基本規定」にある第8～10条に条約とほぼ同じ内容が盛り込まれている。

つぎに、条約の個別の柱である「生存」「発達」「保護」「参加」「特に困難な状況下の子ども」について順にみると、「生存」に関する第24～27条はともに権利法に含まれている。「発達」の第7～11、18、20、21、28、29、31条のうち、権利法がカバーしていないのは第11条（国外不法移送・不返還の防止）である。ここには、上述したハーグ条約の未批准が影響しているであろう。

「保護」に関係する第19、32～37、40条については、第35条（誘拐・売買・取引の防止）と第37条（死刑・拷問などの禁止）に該当するものが、また「参加」の第12～17条のうち、第12条（意見表明権、上記の家族法第53条を参照）と第16条（プライバシー・通信の保護）がともに権利法には見当たらない。この背景に、権利の客体のみとしての子ども観の影響が考えられる。

「特に困難な状況下の子ども」に関する第22、23、30、38、39条のなかで権利法にないのは、第30条（少数者・先住民の子どもの権利）と第39条（犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰）である³⁰。これらはともに、多民族で構成され、ナゴルノ＝カラバフ紛争を抱えるアゼルバイジャン社会にとって重要なだけに、権利法に該当規定が見当たらない理由が不明である。

以上とは逆に、条約になくて、権利法に規定されている条文として、同法第21条の「相続権」、第23条の「才能教育」、第24条の「働く権利」、第34条の「寄宿学校退所児の保護」、第38条の「自然災害や事故で被災した子どもの保護」がある。

順にこれらの条文をみると、まず第21条「親の遺産を子どもが相続する権利」では、この権利と、「親の一方または両方の行方不明あるいは死亡が裁判所で決定された場合」の「親の遺産で養育を受ける権利」とについて規定している。第23条「先天的ニーズのある子どもに対する国家のケア(уход)」では、才能ある子どもの早期発見と能力評価、奨学金の設立、特別学校制度の確立、この分野での国際的関係の構築を国家の責務とする。これは、ソ連期から続く英才教育の重視という潮流を引き継いだものである³¹。

第24条の「子どもの働く権利」では、「年齢・健康状態・普通教育・職業訓練に応じた労働をする権利」を定め、労働条件は労働法の規制を受けるものとする。

第34条の「寄宿学校退所児の保護」では、「退所児の権利と利益が施設長・後見機関によって保護される」「在学中か就職準備中の退所児は一定額の保障を受けられる」「住居を持たない退所児は成年に達するまで施設にいられる」という3点が規定されている。これらの点については第4報で取りあげるつもりである。

第38条の「自然災害や事故で被災した子どもの保護」では、彼らに対する緊急援助の提供、より安全な場所への移動、親を亡くした子どもの国家による保護について定められている。

ここで問題なのは、以上のような条約と権利法の条文上の異同、とりわけ条約にあって権利法にない幾つかの権利の存在は、いわば偶然なのか、他の法令で規定されているのか、それとも上記のような政策的な背景をもつものなのか、という点である。この点の解明は今後の課題である。

孤児・無保護児の社会保障法：親のいない孤児と、養育が無理な親の子どもである無保護児とに対する社会保障法が1999年に制定された。その構成は、

第5条 教育／第6条 医療／第7条 財産と住宅／第8条 労働権／第9条 諸権利の保障となっている。同法についても、その検討は第4報で行ないたい。

（4）これまでにみた憲法や幾つかの法律が1990年代に制定されたのに対して、以下の法律は2000年代のものである。まず、批准した人権条約全般の国内実施の責任者・責任機関について規定した**人権委員（オンブズマン）基本法**（2001年）である。その条（文）名と見出しは次のとおりである。

第1章 人権委員の活動と任命の基礎

第1条 人権委員の活動の基礎／第2条 人権委員の選出／第3条 人権委員の立候補要件／第4条 人権委員の任期／第5条 人権委員の独立性の保障／第6条 人権委員の免責／第7条 任期満了前の人権委員の権限の終了

第2章 人権侵害に関する苦情の調査と国内予防機構の機能の実行

第8条 苦情の提出／第9条 苦情の内容／第10条 苦情に関する決定／第11条 苦情の拒否理由／第12条 人権侵害に関する苦情の調査手順と国内予防機構の機能の実行／第13条 調査結果／第13条の1 情報取得権の侵害に関する苦情の具体的検討内容／第14条 人権委員の年報／第15条 情報の守秘義務

第3章 人権委員の業務の組織と保障

第16条 人権委員に対する社会的・財政的保障と他の保障／第17条 人権委員会事務局と地域センター／第18条 人権委員会事務局と地域センターの職員の権利と責任／第18条の1 全国予防団体／第19条 人権委員の業務の資金調達／第20条 人権委員の業務を妨害した責任

これらの条文の内容を順にみていきたい。第1条では、人権委員の活動の基盤として、第1～2項で憲法を初めとする国内法と拷問禁止条約などの国際条約とをあげ、第3項で「人権委員は、情報アクセス法の要件に従って、情報を保持する国家機関・地方自治体・国家公務員による職務の執行を監督する」と、その権限が広範囲に規定されている。ただ、第6項では、その範囲から大統領・国民議会（一院制、定数125名、任期5年、単純小選挙区制）議員と裁判官が除外されており、最強の国家権力による人権侵害が人権委員の管轄範囲から外されている。第10項では「人権委員の活動は公開性・透明性・合法性・正義・公平性の原則にもとづく」と定められている。

第2条では、人権委員の選出にあたって、まず大統領が3名の候補者を指名し、つぎに国民議会の投票で2/3以上を得た候補者に決定する、という2段階を想定している。第3条は、人権委員の適格条件として「30歳以上である」「二重国籍を持たない」「政党の党員やNGOの代表でない」「重要犯罪者でない」などをあげる。第4条は人権委員の任期を1期7年、最長2期までとする。

第5、6条は、それらの見出しにあるとおり、人権委員の独立性と免責に関する条文である。たとえば、第5条では「非常事態宣言・戒厳令によって人権委員の活動は停止・制限されない」（第

3項)、第6条では「在職中に人権委員は……刑事手続き・行政手続き・捜索・身元調査・逮捕・拘留を受けることはない」(第2項)、「元人権委員は、人権委員としての権限を行使している間に行なった活動と表明した意見について不可侵のままでなければならない」(第5項)という規定がみられ、人権委員の独立した権限行使と身分保障について明記している。

第2章には、人権委員の最大の任務である人権侵害に関する苦情の受理とその解決に関する条文が並ぶ。まず第8条は苦情の受理に関する規定であり、人権委員は「国民・外国人・無国籍者・法人(以下「申請者」という)からの人権侵害に関する苦情を審査する」(第1項)、「政府機関からの苦情を受けてはならない」(第3項)、「申請者の権利侵害の疑いが生じた日またはその侵害を認識した日から1年以内に人権委員に申し立てることができる」(第4項)、「刑事施設・拘置所・一時収容所に収容されている者が申し立てる苦情は、いかなる検閲も受けることなく、24時間以内に人権委員に届けられなければならない」(第5項)などの規定が目を引く。

第9条は、苦情について、その申請者と苦情内容の具体的条件を定めるとともに、申請者の希望による匿名性の保持についても配慮している。第10条は苦情の受理あるいは拒否という2つの判断について述べ、拒否するときは回答書を10日以内に申請者に渡すとする。第11条は苦情の拒否理由として5点——先の第8条第4項にある「1年以内」という期限を超えた場合や、苦情が匿名であるうえに、十分な証拠と立証された事実によって証明されていない場合、訴訟が考えられている場合など——をあげている。

第12条は、見出しにあるように、苦情の調査の手順、すなわち調査の自由が全6項にわたって記されている。たとえば次のようなものである。苦情を申し立てられた団体・職員は自らの見解を10日以内に人権委員に提出する(第1項)。人権委員は、調査のために、「政府機関、自治体、軍、警察署、一時収容所、拘置所、刑事施設、軍監視施設、精神科施設、不法移民収容所、被拘束者が自らの意思で退去できないその他の場所」などを「事前の通知なく」立ち入ることができる。「必要な情報・文書・資料を10日以内に」入手できる(第2項)。「人権委員への情報の提出を理由として、いかなる個人・組織も迫害・訴追されることはない」(第3項)。「苦情は30日以内に調査される」(第6項)。このように、人権委員はかなりの権限と独立性を持っている。

第13条では、「苦情に関してとられた措置・調査の結果に関する書面による情報を5日以内に申請者に提出する」(第1項)、「マス・メディアに情報を提供する」(第2項)などが規定されている。第14条は年報の作成と公表、第15条は情報の守秘義務についてである。

第3章は人権委員の仕事に関する具体的規定が5条にわたり続いている。特に重要なのは第19条の資金で、その第2項では「人権委員の業務の資金調達のために割り当てられた年間支出は前会計年度よりも減額できない」として、資金面で人権委員の独立性を支えている。

このように、人権委員基本法は、全体として、人権条約の国内実施に責任をもつ人権委員(会)としての活動を進めるうえでの要件を規定している。他方、たとえば公権力は人権委員の権限の範囲外とする第1条第6項や、大統領が人権委員候補者を指名する第2条は、「人権の促進・保護の

ための国内機関の地位に関するパリ原則」（1993年）²²と矛盾するという問題点もみられる。同原則では、政府から独立した国内人権機関の要件として、基本法にもある独立した予算や権限行使・身分保障とともに、公権力による人権侵害などに対する調査・勧告の権限、適切な委員の選出などを求めているからである。

こうした二面性をもつ人権委員基本法の実際について把握するためには、主に活動事例の分析が欠かせない。また副次的に、人権委員の人物像（履歴など）、人権委員会事務局の出版物、人権委員会図書館の蔵書などをみる必要がある。前者については基本法第14条にある年報の分析が大切である。幸い年報は2003～2020年版が人権委員会の公式サイト（英語版：<https://ombudsman.az/en>）に掲載されている³³。たとえば、2020年版は英文で全94ページであり、次のような構成になっている³⁴。

はじめに／第1章 人権・市民権・自由権の保護分野における活動（第1節 市民権と政治的権利の保護／第2節 経済的・社会的・文化的権利の保護／第3節 人口集団〔コーホート集団〕の権利の保護）／第2章 法教育、科学的分析作業、市民社会機関・国際協力機関との情報・協力分野における活動

第1章第3節に「子どもの権利保護」という項目がある（73～76ページ）³⁵。その冒頭では、人権委員の役割として、「国家機関・CSO・国際組織との協力」「子どもの権利侵害に関する訴えの調査と侵害された権利の回復」「子どもの権利に関する〔市民の〕認識の向上」「子どもの状況改善の勧告」「各種メディアのよる子どもに有害な情報の調査」という5点をあげている。

このうち1点目にあるCSO（Civil Society Organizations. 「市民社会組織」）とは、「利益を得ることも、権力を求めることも目的としない非国家主体」³⁶、「国家や市場から切り離された社会的領域で、人々によって形成された非国家的・非営利的・自発的な組織」であり、「非政府組織（NGO）だけでなく、地域社会に根ざした組織も含まれる」³⁷というものである。こうした市民社会組織との連携に国連開発計画やアジア開発銀行などが積極的に取りくんでいるようで、アゼルバイジャン政府の各種計画にも市民社会組織が位置づけられている。

項目「子どもの権利保護」の前半で重視されているのは、COVID-19（新型コロナウイルス）の流行が子どもたちに与えた影響である。人権委員が、その相談窓口としてコールセンターを設けたところ、子どもや親・法定代理人・代弁者（アドボケート）から、「教育・健康・住宅に関する権利侵害」「養育費の不払い」「子どもの健康障害の誤診と再診断漏れ」「子どもの親との面会権の侵害」「出生証明書の未発行」「家庭内暴力・ネグレクト」などに関する相談が寄せられた。

また人権委員会事務局は、バクーなど5つの経済圏（第2報参照）にある24か所の国立保育施設を対象に計40回の訪問調査を行ない、園児に対するコロナ禍のさまざまな影響を把握した。同様な調査は身体障害児入所施設、寄宿学校、法務省管轄の矯正施設などに対しても実施された。そこで

は、主として、教育問題や医療問題、少年司法上の問題、栄養問題が浮かび上がった。最後の改善策の第一歩として人権委員は、これらの施設の栄養摂取基準となっている「幼稚園・孤児院・幼児向けサナトリウムにおける子どもの栄養に関する基準」(Norms on the Nutrition of Children in Kindergartens, Orphanages and Preschool Sanatoriums) (1994年) を改訂する必要性について指摘している。

項目「子どもの権利保護」の後半では、まず「国家子ども戦略 2020-2030年」(Strategy of the Republic of Azerbaijan on Children for 2020-2030) についてふれ、その目標として「アゼルバイジャンの子どもの保護制度を憲法と国連子どもの権利委員会に完全に整合させる」「すべての子どもに平等な機会を保障する」「子どもの最善の利益を守る」「国家のケアが必要な子どもの権利をより効果的に保護し、近代的な社会支援サービスを彼らに提供する」という4点をあげる。同戦略が実際にそのようなものであるかどうか、を確認するためにまず必要なのは同戦略の文書の入手であるが、これもまだ果たしていない。

続いて、コロナ禍での保育施設の閉園による問題と国際児童保護デー(6月1日)に言及したあと、半ページほどを使い、ナゴルノ＝カラバフ紛争の子どもへの影響について、もっぱら被害者としての立場から述べている。

ここまで子どもの権利に関する一部を紹介した『人権委員年報』2020年版以外の版の分析が急務である。

つぎに、現在の人権委員であるサビーナ・ヤシャルギジ・アリエワ(1980年-)の履歴を簡単に紹介しよう³⁸。バクーで生まれた彼女はバクー国立大学法学部を卒業し、同大学大学院修士課程を修了したあと、憲法裁判所に勤め、2015年から同裁判所事務局次長に就いていた。2019年11月にイルハム大統領によって人権委員候補者に選ばれ、国民議会の投票を経て人権委員に選出された。彼女は、中国、オーストリア、イギリス、ギリシャなどで開催された国際会議に参加したり、独立国家共同体(CIS)、トルコ、ドイツ、フランスなどで開かれたサマースクールやセミナーを受講したりするなど、国際経験も豊富である。家庭では2児の母である。

人権委員の公式サイトには、事務局の出版物178点の一覧や、人権委員会図書館の蔵書の情報が載っており、人権委員とその事務局の性格・特徴を間接的に知ることができる。だが、最も重要な人権委員(会事務局)の組織や活動についての情報は見当たらない。そのため、そこに子どもの権利問題の専門家がいるのかどうか、という本稿の関心に応えるものとなっていない。他の関連文献の入手や現地での聞き取りが必要である³⁹。

いっそう残念なことに、子どもの権利条約の国内実施に特化した「子どもの権利委員(基本)法」が未制定のようである⁴⁰。第1節でみたように、少なくとも外見上は人権条約の国内実施に4か国のなかで積極的であるにもかかわらず、同法の立法化が遅れている原因を明らかにすることも今後の課題である。

(5) 人権委員基本法と関連する2つの組織・機関として、1990年代中頃に設立された**未成年者**

権利保護委員会と⁴¹、2006年に設けられた**家族・女性・子ども問題国家委員会**がある。ともに人権委員会の「親組織」とみなされる。

未成年者権利保護委員会については、その規則（Regulations）の最初の第5条までしか入手できていない⁴²。その第1条は、委員会の主な目的として「未成年者への教育的影響の付与」「未成年者の権利と正当な利益の保護」「未成年者の行動の制御」「違法行為の抑制」「特定の問題に関する国・自治体や企業・組織の間の活動調整」という5点をあげる。

第3条は「委員会の組織と構造」について定めている。それによると、委員会は関連する行政機関によって組織され、委員長、書記長、児童労働の心理相談員を含む9～11名のメンバーで構成される。中央（バクー）だけでなく、各地域にも有給の書記長と児童労働の心理相談員、および無給のメンバーから成る委員会が設置される。委員数は活動量に応じて決まり、必要に応じて教育・司法・医療・内務・文化などの組織の責任者が加わるし、NGOの代表者が入ってもよい。

第5条では地方委員会の活動内容として次の8点をあげる。①未成年者の権利と正当な利益に関する法の制定活動、②未成年者の権利と正当な利益の保護、生活・健康条件の改善、教育、労働・休息、浮浪児化・孤児化の予防、未成年者の犯罪防止機関・組織の活動調整のための適切なプログラム作成、③各種学校における未成年者の養育・教育状況の把握、④未成年者問題に関与する政府関連機関への必要なデータの提供、⑤学校や企業などでの未成年者の教育活動の組織状況の確認、⑥企業・組織・団体の管理者に対する委員会業務に必要なデータの提出要求と未成年者の訓練・教育過程に関する聞き取り、⑦未成年者とその親・法定代理人との面談、後者の主張の記録と検討、⑧未成年者の教育問題への市民参加の促進。

未成年者権利保護委員会の活動内容を知るために公式サイトを検索したものの、見出せていない。全般的に同委員会に関するオンライン情報は乏しいので、その活動上に子どもの権利問題がどう位置づけられているのか、という点は不明である。

逆に、こうした情報が比較的に多いのが**家族・女性・子ども問題国家委員会**である。同委員会の公式サイト（ロシア語版：<http://www.scfwca.gov.az/ru/>／英語版：<http://scfwca.gov.az/en>）では委員会の組織や関連法令などがよくわかる⁴³。

そこに掲載されている委員会規則（Устав; Charter）をまず紹介しよう。その第8条では、委員会の責任分野として次の諸点を列挙している。①人権と市民の権利・自由、特に女性と子どもの権利の保障とその侵害の防止、②家族・女性・子ども分野における適切な規制、③同分野における国家計画案の作成と実施、④同分野での他の行政機関の活動の調整、⑤家族政策の遂行、⑥難民・強制移住者（特に子どもと女性）、社会的に脆弱な家族が抱える社会問題の調査と解決への問題提起、⑦女性の新しい職業と家族農業のあり方の開発、⑧夫と死別・生別した単親家庭と障害のある女性・子どもの問題の解決、⑨現代科学の成果を家族・女性・子ども分野で生かす科学研究、⑩同分野における予算・助成金などの効果的活用、⑪国家機密と個人情報保護の体制構築、⑫委員会に関する情報の提供と苦情の受理。

第11条には大統領が委員会の構成を承認し、必要な委員数を決めるとあり、上から直轄する姿勢がみられる。また第12、13条では、委員長・副委員長の任命・解任についても大統領の権限であると定めており、委員会に活動の自由・余地が少ない状況がうかがえる。さらに気になるのは「健康な母」「健康な子ども」原則の実施という第9条第5項である。同原則の意味は不明なものの、一定の母子像や親子像を前提にして、多様な家族・女性・子どもの問題に向き合うということでは、それらの像とは異なる家族や女性・子どもの存在が視野に入らないのではないかと、あるいは、多様な実態を特定の規範に合致させるのではないかと、という点が懸念される。

この点を別の面から裏づけるのが現委員長バハール・ムラドワ（1962年-）の履歴である⁴⁴。2020年から現職に就いている彼女はアゼルバイジャン大学法学部を卒業したあと、さまざまな職業を経験してきた。そのなかには大統領府社会政治局の勤務（1995～2000年）や、それと部分的に重なる与党・新アゼルバイジャン党の副事務局長（1999～2005年）などがある（1993年から彼女は前年創立の同党の党员）。委員長になるまでの15年間（2005～2020年）は国民議会の副議長であった。ここからわかるように、イルハム大統領とほぼ同年齢のムラドワは、大統領の意向を受けた政策を家族・女性・子ども分野で遂行するのにおそらく最も適した人物である。権威主義体制下の権威主義的政策が、家族という私的空間、女性・子どもという社会的に弱い立場の人々の生活空間にも影響を与えかねないことを危惧する⁴⁵。

なお、ともに女性の、2名いる副委員長の一方であるガフ라마ノワ・サダガト（1949年-）は、11年制の初等・中等普通教育を終えた直後から北西部の都市で、ある政党の市委員会と市議会の議員を長く務めたあと、2005年から女性問題委員会の副委員長になった。翌年に同委員会が改組・改称されたことに伴い、現職名に変わった。もう一人のソフィエワ・アイヌール（1970年-）は高名な元チェス選手である（2007年就任）⁴⁶。

委員会規則の検討はここまでにして、次に委員会の活動内容に移りたい。だが、それを知るうえで適切な資料のひとつである『委員会年報』が、これまで参照してきた同委員会公式サイトロシア語版・英語版には掲載されていない。アゼルバイジャン語版には載っているようで、AIの翻訳ソフトを使って内容を概観すると、同年報の2021年版は全11ページで、内容の区分・見出しのない文書であり、同年度の委員会の活動がほぼ年月日順に記載されているようである。ただ、これ以上のことはここで述べることはできない。

それを少し補うのがロシア語版・英語版にもある「プレスリリース」欄である⁴⁷。そこには委員会が行なった子ども関係の活動の一部（約40件）が示されている。それらをみると、この活動のひとつの柱が、親の責任（不履行）で生じた子どもの被害事例の調査と、そこからくみ取れる「教訓」の社会への公表である、ということがわかる。上記（2）でみた憲法第17条第2項にある＜子どもの世話・養育に関する親の義務を監督する存在としての国家＞という役割を具体的に担っている組織のひとつが家族・女性・子ども問題国家委員会なのである⁴⁸。

（6）本節の最後に、4か国における子どもの権利条約の国内実施の状況について、NPO「ヒュー

表10 子どもの権利条約の国内実施の達成度評価（ヒューマニウム）

	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	アゼルバイジャン
10点満点の評価	7.84	7.57	8.33	7.68
5段階の評価	第3段階	第3段階	第2段階	第3段階
直面する主な問題： 権利条約第2条	差別の禁止	差別の禁止	差別の禁止	
——：第12、13条	表現の自由	意見・表現の自由		
——：第19条	児童虐待	児童虐待	児童虐待	児童虐待
——：第19条		性的虐待	性的虐待	性的虐待
——：第20、21条	社会的養護			社会的養護
——：第22条	難民の子ども			
——：第23条	障害児		障害児	
——：第24条		健康〔と保健〕	健康〔と保健〕	健康〔と保健〕
——：第24条	HIV/AIDS		HIV/AIDS	
——：第28、29条				教育
——：第34条			性的搾取、売春、 人身売買	
——：第38条				武力紛争下の子ども の被害
——：第27条		貧困		貧困
——：第20条			浮浪児	

注：5段階の評価は最高が第1段階／「直面する主な問題」のつぎは子どもの権利条約の条名（いわゆる条文番号）。

出典：https://www.humanium.org/en/（2022年8月31日）

マニウム」による達成度評価を表10にまとめておいた。

10点満点や5段階の評価にはここでふれず⁴⁹、「アゼルバイジャンの子どもが直面する主な問題」について考えてみたい。ヒューマニウムの文書中の順に表10にある問題をみると、まず貧困について次のように説明している。「経済状況は比較的安定しているものの、石油産業から得られる富は国民の大部分には届いて」おらず、「多くの家庭が貧困にあえいでいる」。「子どもの権利条約の原則に対する多くの侵害が、その権利を子どもが十分に享受するのを妨げている」。関連して、第1報の結論では、「2000年代後半から国民一人当たり GNI（国民所得、購買力平価）も1万ドルの壁を越え、経済格差も小さく、貧困率も低下している。これらは、子どもとその家族の状態の改善や、子どもの権利保護の促進にとって、重要な前提条件である」（125ページ）とまとめた。国民所得の上昇を反映して、OECDの「ODA（政府開発援助）受け取り国リスト」の最新版（2018～2020年対象）でアゼルバイジャンは上位中所得国と位置づけられていることに言及し、経済格差を示すジ

ニ係数は2018年に0.286であり、貧困率は2020年に6.5%であることも示した (114～115ページ)。これらの事実と上記の評価は食い違っており、その理由を明らかにする必要がある。

2番目の問題は健康 (と保健) である。具体的には、医療機器や医療インフラの不十分さ、ビタミン A 欠乏症に苦しむ国民の多さ、精神的な問題を抱えた年間約2万人の出生児、全出生児の10%におよぶ低体重出生児の割合、衛生管理を徹底していない予防接種業者といった点が列挙されている。これらの問題点については、本来、第2報の第1節で考察すべきであったが、資料や時間の関係でなされていない。これも今後の課題である。

問題の3つ目は社会的養護に関するものである。貧困や虐待などにより家庭環境を奪われた子ども約2万人は施設生活や路上生活を余儀なくされている。路上はいうまでもなく、入所施設においても職員の精神的・身体的暴力や性的虐待を受ける危険性があり、ともに耐えがたい生活環境である。すぐ上でふれた第2報第1節では、この問題と関連する「(養護児童の) 脱施設化と代替的養護」を主題とするユニセフ現地事務所による報告書 (2011年) にふれた⁵⁰。全87ページの同報告書の分析は第4報で行ないたい。

4番目の問題として、武力紛争下の子どもの被害、すなわちなゴルノ＝カラバフ紛争の影響があがっている。ただ、その内容は第一次紛争に関するものなので、ヒューマニウムの公式サイトは、少なくともアゼルバイジャンに関しては、2020年秋の第二次紛争より前の記述であることがわかる。

5つ目の問題は教育である。具体的には、①貧困などのために4分の1以上の子どもが通学していない (義務教育は無償だが、「隠れた費用 (hidden costs)」がかかる)、②難民の子どもや障害児のニーズに学校が対応できず、入学できた場合も彼らは差別の対象となりやすい、③首都や都市から離れた地域の農業や畜産業などで児童労働が残っている、④教科書の不足、建物の老朽化、教師の不足などに加え、質の低い教育が行なわれている。これらは皆、看過できない問題点であり、保育を中心にして教育についても最小限の記述を行なった第2報に関係してくる。

最後の問題は児童虐待と児童婚である。家庭内暴力防止法 (2010年) は制定されたものの、効果が発揮されにくい事例もある。被虐待児への援助や支援活動も不十分なので、逃げ場がない彼らは「虐待とともに生きていかなければならない」。先に述べたように、2011年に婚姻年齢は18歳に引き上げられたものの、「少女の10%以上が18歳未満で結婚して」いるし、婚姻の準備はさらに幼いときから始まっている。こうした事態は「結婚の意味を理解していない若い少女の健康に重大な影響をおよぼ」している。2つの問題とも家庭という私的空間・親密圏で生じるだけに、その実態に迫るのが容易ではない。これらの問題に取りくんでいる NGO やユニセフなどの報告書に依拠して全体像を把握することが第一歩となる。

関連して、子どもの権利条約の国内実施に関わる主な国連機関・国際機関や国際 NGO によるアゼルバイジャンの実態に対する評価もみてみよう。

まず、ユニセフである。ここ20年ほどの間にユニセフが公表したアゼルバイジャン関係の報告書については、そのキーワードを第2報第1節 (2) で紹介しておいた。それとは別に、現地事務所

による年報（Country Office Annual Report: Azerbaijan. 註18参照）が公表されている。たとえば、最新の2021年版は全9ページで、次の4つの柱に分けて、まとめられている（丸数字は引用者）。

①子どもを取り巻く環境・状況に関する最新情報／②主な貢献・成果の要因／③国連の協力・提携関係／④得られる教訓と新機軸（innovations）

本稿にとって重要なのは最初の2つの柱である。そのうち①の注目点は次の3点である。1）新型コロナウイルスのワクチン接種が2021年末までに1100万回以上、実施され、国民の47%が2回以上の接種を受けた。2）子ども向けの悩みごと相談電話（the Azerbaijan Child Helpline）の受付件数が、コロナ禍の影響で2021年は前年のほぼ2倍になった。3）社会給付（social transfers）受給世帯の子どもは約60万人（子ども人口の22%）である。2022年から給付額を25%アップし、対象世帯を増やす予定である。

②「主な貢献・成果の要因」は「生存と発達」「学習」「保護」「生活環境」「公平な機会」の5つの目標ごとに記述されている。本稿に関連するものをみると、「生存と発達」では、上記のワクチン接種の推進、乳幼児期の子どもの発達（Early Childhood Development: ECD）の保健・保育両分野でのとりくみである。「学習」では、無償の5歳児保育の就園率90%への引き上げ、3～4歳児向け保育施設の50園から850園への拡大、国（公）立保育施設の文部科学省への移管（第2報の年表「2022年1月」の項を参照）、障害児保育のモデル施設の導入、があげられている。「保護」では、施設養護から家庭的養護への移行、コロナ禍での子どもへの暴力の増加（2021年の件数は前年のその4倍）とその一掃キャンペーン、子どもの権利に関する法整備、少年司法に特化した報告書の作成・公表、が指摘されている。「生活環境」では、近年の気候変動による水不足を一因とした「水と衛生」（WASH）⁵¹問題をめぐる状況について指摘している。

こうしたユニセフ現地事務所の年報は2019年版と2020年版が手元にあり、その分析が必要であるとともに、それ以前の版の入手も求められている。また、ユニセフ以外の国連機関・専門機関、たとえば国連開発計画、ユネスコ、WHO、世銀、IMFなどの同様な報告書にも目を通す必要がある。

つぎに、国際NGOの代表として著名なアムネスティ・インターナショナル（1961年創立。以下、「アムネスティ」と略）とヒューマン・ライツ・ウオッチ（1988年創立。同じく「ヒューマン・ライツ」）の各報告書である⁵²。このうち、アムネスティの「世界人権年報」2021-22年版（Amnesty International Report 2021/22: The State of the World's Human Rights）のアゼルバイジャンに関する箇所（81～83ページ）には、子どもに関するまとまった記述も、「子ども」という単語も見当たらない⁵³。

ヒューマン・ライツの「世界人権年報」2022年版（World Report 2022: Our Annual Review of Human Rights around the Globe）でも類似の状況である。だが、その60～66ページにあるアゼルバイジャンの人権状況に関する簡潔な指摘は、上記のアムネスティのそれと同じく⁵⁴、興味深い。先に第1報（105ページ）で指摘した「（同国で）さまざまな人権問題が深刻化している」という記述の具体的な事例がわかるからである。その記述は次の7つの部分に分かれている（丸括弧内と丸

数字は引用者)。

(概観)／①ナゴルノ＝カラバフ——地雷と戦争捕虜の問題／②政治的野党の起訴／③表現の自由／④ジェンダーに起因する暴力／⑤拘留中の拷問と不当な扱い／⑥主要な国際的アクター

このうち、まず「概観」では、2020年9月の第二次ナゴルノ＝カラバフ紛争の人権問題への影響についてふれたあと、「政府は依然として反対意見を敵視」しており、「非政府組織 (NGO) が独立して活動することを制限する法律」⁵⁵が有効であり、「拷問や不当な扱いの報告」が続出していると指摘する。

つぎに①「ナゴルノ＝カラバフ」では、1997年12月発効の対人地雷全面禁止条約 (オタワ条約) の未批准 (ロシア、カザフスタンも同じ)、2015年5月の「安全な学校宣言」 (the Safe Schools Declaration) と2012～2014年に作成された「武力紛争時の軍事利用から学校と大学を守る指針」 (the Guidelines for Protecting Schools and Universities from Military Use during Armed Conflict) の未承認、上記紛争後のアルメニア民間人に対する拷問・虐待・超法規的処刑 (extrajudicial execution) の実態、それらの戦争責任を負わないアゼルバイジャン軍——これらについて具体的に指摘している。

②「政治的野党の起訴」では、最大野党であるアゼルバイジャン人民戦線党 (APFP) などに対する諸々の弾圧事件とともに、政府と密接な関係にあるアゼルバイジャン弁護士協会が政治的に微妙な事件を引き受けた2名の弁護士の資格を剥奪し、その後に復職させた事例について記している。

③「表現の自由」では、ブロガーや活動家・ジャーナリストに対する通常よりも重い刑罰、1000人以上の活動家やジャーナリストの携帯電話をイスラエルの企業が開発した監視ソフトウェア「ペガサス」 (Pegasus) で調べていた件について述べている⁵⁶。

④「ジェンダーに起因する暴力」では、コロナ禍の影響で家庭内暴力が増大した一方、シェルターが不足し、警察の対応が不十分であること、2011年5月の欧州評議会「女性に対する暴力と家庭内暴力の防止・根絶に関する条約」 (The Council of Europe Convention on Preventing and Combating Violence against Women and Domestic Violence) の批准を求める活動家の一時的拘束についてふれている。

最後に、⑤「拘留中の拷問と不当な扱い」では、拷問禁止世界機構 (The World Organisation against Torture: OMCT) の報告にもとづいて、2021年にアゼルバイジャンで少なくとも78人が拘束され、25人が非公開裁判で12～20年の懲役を言い渡され、複数の拷問があった、また、少なくとも5人の拘束者は2020年5月に逮捕から数日で死亡している、という事例を紹介している。

これらの深刻な指摘はアゼルバイジャンにおける人権の実態を示している。アリエフ親子による長期政権下における市民・国民の人権に対する侵害や抑圧は、当然のことに、子どもの権利保護の限界や一面性 (パターンリズム) と結びつきやすい。こうした状況を念頭において本稿の課題についても考察すべきことを上記の報告書などは示唆している。

【おわりに】

子どもの権利条約の国内実施に焦点を当てて、アゼルバイジャンの子どもの権利をめぐる動向をみてきた本稿では、つぎの3点が明らかになった。

第1に、アゼルバイジャンの子どもの権利条約の受容を考える前提として、主要な人権条約に対する旧ソ連4か国の対応について整理した。4か国ともほとんどの主要人権条約を批准している。なかでもアゼルバイジャンは、他の3か国が未批准の移住労働者の権利条約も批准している。他方、現下の注目点のひとつである個人通報制度については、社会権規約・自由権規約・女性差別撤廃条約で採用しているものの、子どもの権利条約を含む他の条約については未採用である。また、関連してみた国際的な子の奪取に関するハーグ条約についてもアゼルバイジャンは批准が遅れている。

第2に、第1回～第5/6回の政府報告書と総括所見の関係を整理し、両者の内容を比較した。普遍的定期審査制度にもとづく政府と権利委員会との数回のやりとりのなかで、当初は不足していた子どもの権利条約の国内実施に必要な基本法、国家計画、人権全般の権利委員（人権委員＝オンブズマン）組織（人権委員会）などは整備が進んだ一方、子どもの権利に特化した権利委員（子どもオンブズマン）や子どもに関する諸々のデータの全般的・継続的収集などは不十分なままである。

第3に、子どもの権利保護政策の動向を、関連法令を中心に検討した。人権、とりわけ子どもの権利に関連する法制度の基本は1990年代後半～2000年代中頃にほぼ確立した。ただ、その中心となる憲法（1995年）の関連条文には家族国家観がみられ、それを国民が遵守しているかどうかを政府が監督する、という関係が定められている。他方、それを受けた家族法（1999年）のうち、子どもの権利に直接に関連する13の条文では家族国家観が目立たない。親権と子どもの権利の関係について規定した計90の条文ではどうなのか、という点の分析が第4報に残されている。子どもの権利法（1999年）は基本的に子どもの権利条約をよく反映した内容になっている。人権委員基本法（2001年）は、人権条約の国内実施に責任をもつ機関としての活動を進めるうえでの要件を規定している一方、政府からの独立性という点で弱さがある。この傾向は、人権委員（会）の「親組織」である家族・女性・子ども問題国家委員会（2006年）についてもみられる。

このように、アゼルバイジャンの人権、特に子どもの権利をめぐる動向には、法制度や関連組織という外形面での前進という一方で、憲法の家族国家観、人権委員（会）や家族・女性・子ども問題国家委員会の政治的独立性の弱さという問題が内在している。この背景には、ハイダル大統領の等距離外交政策の一環として欧州評議会に2001年に加盟したので、人権や子どもの権利についても民主主義的外見を整える必要があると同時に、イルハム大統領の多選を重ねるなかでパターンリズムがしだいに表出し、国民・子どもの権利をある程度まで保護するものの、彼らを権利の主体とは認めない（認めにくい）傾向が強くなっているという現状がある。そして、この傾向は、イルハム大統領の統治のいっそうの長期化に伴い、強まっている。

【註】

- 1 この中期的研究課題は次のように進んでいる。

表11 旧ソ連4か国の子どもの権利と保育・教育・福祉に関する比較研究の進行状況

	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	アゼルバイジャン
(1) 概要・人口動態	世界の社会福祉年鑑2015	青短紀要71 (2017)	青短紀要73 (2019)	青スタ論集17 (2021)
(2) 子どもの権利	佐々木先生追悼論集 (2016)／子ども観のグロ・ヒス (2018)	ハルシオン7 (2019)	ハルシオン8 (2020)	学科紀要67 (2023)
(3) 乳幼児・保育	幼児教育史学研究9 (2014)／海外社会保障研究191 (2015)	青短紀要72 (2018)	青短紀要74 (2020)	学部紀要14 (2023)
(4) 児童福祉	青短紀要64 (2010)、67 (2013)			

註：各拙稿の書誌情報は出典を参照。

出典：拙稿「アゼルバイジャン子ども学研究序説(1)——概要と人口動態——」『青山スタンダード論集』第17号(2022年)126～127ページ。

- 2 同上、97～134ページ。
- 3 本稿における子どもの年齢の上限は、通常どおり、18歳未満であるが、子ども人口がそうであるように、15歳未満を指す場合がある。
- 4 拙稿「アゼルバイジャン子ども学研究序説(2)——乳幼児と保育をめぐる現状——」『青山学院大学教育人間科学部紀要』第14号(2023年3月刊行)として掲載。
- 5 以下、子どもの権利条約を「権利条約」あるいは「条約」、国連子どもの権利委員会を「権利委員会」、政府報告書を「報告書」、総括所見を「所見」と略する場合がある。また、第3/4回統合の「統合」は略する。
- 6 本研究では、子どもを権利の客体としてのみ考え、その権利を保護するのか、主体ともみなして、それを保障するのか、という違いを仮設し、使い分けている。
- 7 英語圏の研究については、*The International Journal of Children's Rights* (1993年創刊)を検索した。ロシア語圏のそれについてはグーグルなどでの検索にとどまっている。アゼルバイジャン語は筆者が解さない。
- 8 個人通報制度については、森田明彦、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン『子どもの権利条約新議定書——子どもには世界に助けを求める権利がある!』(萌文社、2013年)／日本弁護士連合会第62回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会編『国際水準の人権保障システムを日本に——個人通報制度と国内人権機関の実現を目指して』(明石書店、2020年)などを参照(後書については日弁連個人通報制度実現委員会の委員長・田島義久弁護士から教示を受けた)。
- 9 本稿はつぎの2つの発表を踏まえている。①「旧ソ連諸国における子どもの権利条約に関する政府報告書と総括所見の関係」(日本教育学会第81回大会ラウンドテーブル「子どもの権利を比較(史的)に考える——現代の日本、フランス、旧ソ連諸国と中世ドイツからの提起——」、2022年8月24日、ハイブリッド開催)、②「独立後のアゼルバイジャン共和国の人口動態と子どもの権利(3)——子どもの権利の実態とその保護の動向状——」(世界子ども学研究会第29回研究例会、2022年9月16日、ハイブリッド開催)。
- 10 国民一人当たり GNI は、ロシア 2 万 7 166 [米] ドル、カザフスタン 2 万 3 943 ドル、ベラルーシ 1 万 8 849 ドル、アゼルバイジャン 1 万 1 961 ドルである(日本は 4 万 2 274 ドル＝ロシアの 1.56 倍)。
- 11 後述する男女格差指数のひとつ GGGI の教育分野の 4 構成要素のなかに中等教育在学率がある。アゼルバイジャンにおける 2021 年の値は 0.950 (156 か国中 110 位) なので、後期中等教育への進学率には男女間に 5 % の開きがあることになる (*Global Gender Gap Report 2021*, p.107)。結果的にそれが平均就学年

- 数を引き下げている。
- 12 ロシアは自由権規約の個人通報制度を採用しているのに、ウクライナ侵略戦争で諸々の自由権を侵害されたロシア国民は国連の自由権規約委員会に個人通報できるはずである。だが、それが現実には可能であるためには、当然、通報しても迫害されないという保障が必要である。
 - 13 国連人権高等弁務官事務所公式サイト（2022年8月5日）。
 - 14 「（記者解説）個人通報制度、遅れる日本 司法の人権判断に影響も、議論加速を」（編集委員・豊秀一）『朝日新聞』2022年10月3日。
 - 15 ベラルーシに関する第1～3報で明らかにしたように、同国は経済格差が北欧並みに小さく、貧困率も低い。これらの条件がルカシェンコの長期政権への一定の支持につながった。ただ、政治的民主主義を求める国民の声が、2020年の大統領選挙を契機に、全国的に表出した際の政権の対応は、権威主義体制の本質を露わにし、国民のさらなる反発を生んだ（生んでいる）。
 - 16 *Global Gender Gap Report 2021*, pp.18-19.
 - 17 *Ibid.*, p.107.
 - 18 この値が2020年に114であるという指摘もある（UNICEF, *Country Office Annual Report 2021 Azerbaijan*, p.2）。ただ、その出典は明記されていない。
 - 19 本文中でアゼルバイジャンと対比したベラルーシについて保健・政治両分野の各構成要素をみると、出生児数の男女比は0.941（出生性比106）、国会議員の男女比は0.667、閣僚の男女比は0.037、国家代表の男女比は0.000である。出生性比が通常値に近いことと、女性議員が一定数いることが順位の引き下げを防いでいる。
 - 20 同制度については、阿部浩己ほか『テキストブック 国際人権法』第3版（日本評論社、2009年）第4章「人権条約の報告制度」（95～138ページ）参照。
 - 21 ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト（<http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/41.html>）にベラルーシの第3/4回所見まで、ロシアの第3回所見までの邦訳が掲載されている。
 - 22 総括所見の公表に先立って行なわれる委員会の質問表への政府回答は2022年5月26日に提出されている。
 - 23 子どもの権利条約市民・NGOの会による次の報告書を参照。「豊かな社会日本における子ども期の喪失」（1997年）、「豊かな社会日本における子ども期の剥奪」（2003年）、「新自由主義社会日本における子ども期の剥奪」（2009年）、「日本における子ども期の貧困——新自由主義と新国家主義のもとで」（2017年）。
 - 24 「ベラルーシ子ども学研究序説（3）——子どもの権利条約に関する政府報告書と総括所見の関係——」『（世界子ども学研究会）ハルシオン』第7号（2019年）61～74ページ／「カザフスタン子ども学研究序説（3）——子どもの権利条約に関する政府報告書と総括所見の関係——」『同』第8号（2020年）21～42ページ。
 - 25 第3/4回総括所見の末尾（第82段落）で、第5/6回報告書の期限（2018年3月11日）とともに、この指針に準拠した報告書の提出について言及している。なお、本文中の指針はつぎのような経過で今日に至っている。1996年11月20日に「（子どもの権利）条約第44条第1項（b）にもとづき締約国が提出する定期報告書の様式と内容に関する一般的指針」（General Guidelines Regarding the Form and Contents of Periodic Reports to Be Submitted by States Parties under Article 44, Paragraph 1 (B), of the Convention）（CRC/C/58）が出された。その改訂第1版（CRC/C/58/Rev.1）が2005年11月29日に、改訂第2版（CRC/C/58/Rev.2）が2010年11月23日に公表された。その際、名称が部分的に変わり、「子どもの権利条約第44条第1項（b）にもとづき締約国が提出する定期報告書の様式と内容に関する条約固有の指針」（Treaty-specific Guidelines Regarding the Form and Content of Periodic Reports to Be Submitted by States Parties under Article 44, Paragraph 1 (b), of the Convention on the Rights of the Child）となった。さらに、2015年3月5日にその改訂第3版（CRC/C/58/Rev.3）が出ており、現在はこれにもとづいて、2万1200語以内の政府報告書をワード版で提出する義務が締約国に課せられている（https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&SymbolNo=CRC/C/58 [2022年11月15日]）。
 - 26 表8でみたように、第3/4回総括所見では条約実施に必要なデータの全般的・継続的欠如が懸念されている。他方、世界銀行の教育成果向上システム・アプローチ（Systems Approach for Better Education

- Results: SABER) の国別報告 (Country Report) のうち、アゼルバイジャン対象 (2018年) の全34ページの文書において、同国は「多くの重要な行政・調査データを収集している」と記されている (p.1)。
- 27 日本の自由民主党の改憲案 (2012年) で新設された第24条第1項「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」とアゼルバイジャン憲法との間には共通性がみられる。なお、上記改憲案と文部省「国体の本義」(1937年) との間にも類似性がめだつ (青木理『時代の異端者たち』河出書房新社、2021年、73～78ページ)。
- 28 英語訳の citizenship を生かして「市民権法」とも邦訳できるかもしれない。国籍と市民権の異同については、上田将由「グローバル化時代における脱国民 (国家) 国籍の可能性——『国籍 = 国籍』構図再考」『慶応義塾大学 法學政治學論究：法律・政治・社会』第115号 (2017年) 149～176ページなどを参照。
- 29 ここでは、アゼルバイジャン語の İnternat müəssisələri のロシア語訳 школ-интернат を「寄宿学校」と直訳・仮訳している。ロシアの第4報にあたる拙稿「現代ロシア社会における子どもの養育をめぐる諸問題」『青山学院女子短期大学紀要』第64集 (2010年) 101ページでは、「寄宿舎をもつ学校」「現代日本でいえば、児童養護施設と学校が同一敷地内に併設されているようなもの」と説明した。なお、アゼルバイジャンの子どもの権利法の英語版については抄訳 (<https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=5800>) しか見いだせず、寄宿学校の英語訳は不明である。
- 30 子どもの権利条約の内容上の区分は、喜多明人『子どもの権利——次世代につなぐ』(エイデル研究所、2015年) 307ページに従った。なお、条約の第16条では名誉の保護も規定されているが、これについては権利法第27条で同趣旨が述べられている。また、第37条にある自由を奪われた子どもの適正な取り扱いについては権利法第40、42条が該当する。
- 31 ロシアでも同じ傾向がみられる点については、福田誠治・代表『ロシアにおける英才教育と学校の多様化・個性化に関する総合的調査研究』(科学研究費補助金研究最終成果報告書、2005年)などを参照。
- 32 バリ原則には日本の法務省訳がある (http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010525_refer05.html)。また、同原則の簡明な紹介として日弁連「急がれる政府から独立した国内人権機関の設立——国内人権機関に関する10のFAQ」(<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kokunaijinkenkan10FAQ.pdf>) がある。
- 33 人権委員会の公式サイトにロシア語版はない。
- 34 *2020 Annual Report of the Commissioner for Human Rights (Ombudsman) of the Republic of Azerbaijan on the Protection of Human Rights in the Republic of Azerbaijan*, Baku, 2021. 94 p.
- 35 他の項目 (人口集団) として、「難民・国内避難民・移民」「自由を奪われる場所に留置されている者と受刑者」「兵士」「女性」「高齢者」「障害者」が並んでいる。
- 36 UNDP, *UNDP and Civil Society Organizations: A Toolkit for Strengthening Partnerships*, 2006, p.3
- 37 <https://www.ungpreporting.org/glossary/civil-society-organizations-csos/> (2022年11月1日)。
- 38 <https://ombudsman.az/en/view/pages/150> (2022年10月3日)。
- 39 表8にあるように、2011年の第3/4回総括所見は子どもの権利の専門委員が人権委員会にいないことを懸念しており、2020年の第5/6回政府報告書には専門委員が置かれたという記述がないので、その不在の状況が続いていると考えられる。
- 40 これは第3/4回総括所見の懸念事項 (表8参照) と、グーグルなどの検索エンジンにおける同法の英語・ロシア語表記 (Law of the Republic of Azerbaijan on Children's Human Rights Commissioner (Ombudsman); Закон Азербайджанской Республики об Уполномоченном по правам ребенка (Омбудсмене)) での検索結果による暫定的結論である。
- 41 同委員会の設立年は確認できていない。ただ、表7にある第1回総括所見 (1997年) でその設立が評価されているので、本文のように判断した。
- 42 <https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=3595> (2020年8月12日)。
- 43 ただ、委員会の公式サイト (ロシア語版・英語版で空白になっているが、アゼルバイジャン語版 (<http://www.scfwca.gov.az/az>) では記載されている欄もある)。
- 44 <http://scfwca.gov.az/en/page/bahar-muradova> (2020年8月2日)。
- 45 同じ傾向は2005年以降のプーチンとその政権にもみられ、それが2020年からいっそう強化され、ウクラ

イナ侵略戦争の下地のひとつになったことが想起される。

- 46 <http://scfwca.gov.az/en/page/sedaqet-qehremanova> / <http://scfwca.gov.az/en/page/aynur-sofiyeva> (2022年11月2日)。
- 47 <http://scfwca.gov.az/en/page/press-releases> (2022年11月3日)。
- 48 未成年者権利保護委員会と家族・女性・子ども問題国家委員会との関係を明らかにするような資料・情報は今のところ見出せていない。
- 49 これらの評価、すなわち「子どもの権利実現指数」(Realization of Children's Rights Index: RCRI) はつぎの要素から算出される。生後5年未満の死亡率(乳幼児死亡率) / 出生時平均余命(平均寿命) / 教育 / 貧困 / 低出生体重 / HIV / 児童労働 / 児童婚 / 女性性器切除 / 出生登録 / 子どもの未来への生態学的影響 / 権利と自由 / 生活への満足感 / 戦争やその他の暴力的な状況……(表10と同じ出典から)。
- 50 UNICEF Azerbaijan, *Study for the Mid-term Review of the State Program on Deinstitutionalization and Alternative Care in Azerbaijan: Final Report* (Baku, 2011)。
- 51 この問題については、ユニセフとWHOによる「水と衛生に関する共同監査プログラム」(JMP) による最新報告書「家庭の水と衛生の前進 2000-2020」(Progress on Household Drinking Water and Sanitation and Hygiene 2000-2020) (2021年7月1日発表。 <https://www.unicef.or.jp/news/2021/0133.html>) 参照。
- 52 これらの「国際人権NGO」については、筒井清輝『人権と国家——理念の力と国際政治の現実』(岩波新書、2022年) 89～93ページ参照。
- 53 アムネスティの公式サイト (<https://www.amnesty.or.jp/>) における「アゼルバイジャン+子ども」の25件の検索で出るのは1992～2014年の文書(2010年代は3件)であり、本稿に有益な資料はない(2022年11月10日)。
- 54 その内容は以下のヒューマン・ライツの報告書と基本的に重なる。後者にはない指摘で興味深いのは次の2点である。1) 国際調査報道ジャーナリスト連合(IVIJ) が主導した「パンドラ文書」で、大統領の家族とその側近がオフショア企業を使って英国で7億米ドル相当の不動産取引に密かに関与していたことが判明した。2) 「表現と集会の自由」「結社の自由」の欄に複数の深刻な別の事例が列挙されている。なお、上記のパンドラ文書とオフショア企業については、「パンドラ文書」報道チーム、BBC パノラマ「『パンドラ文書』はどういうものか——大量リークが示すもの」(2021年10月6日 / <https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-58812552>) 参照。
- 55 この法律は特定できていない。それと関連するものとして、「アゼルバイジャン共和国における非政府組織に関する法的枠組みの評価」(Assessment of the Legal Framework for Non-Governmental Organizations in the Republic of Azerbaijan) と題する、米国国際開発庁 (USAID) の支援で作成された文書(第4版、2017年、全86ページ)がある。
- 56 2点目は「組織犯罪・腐敗報告プロジェクト」(Organized Crime and Corruption Reporting Project: OCCRP) の報告書による。なお、同組織は2021年9月にロシアでの活動停止を明らかにした (<https://sputniknews.jp/20210916/8693714.html> [2022年11月18日])。日本の全国紙でこの問題に関する報道は少なく、毎日新聞が2021年7月21日に、朝日新聞が翌日に、米国ワシントン・ポスト紙や英国ガーディアン紙などの報道の紹介として短報を載せただけである)。本稿で取り上げたユネスコは2021年末に、アムステルダムとヒューマン・ライツは2022年4月に、モスクワにある現地事務所を閉鎖した。そのため、ロシア国内の市民・国民と子どもの人権状況を国外から把握しにくくなっている。

謝辞：本稿執筆にあたり、科学研究費基盤研究 (C) 課題番号18K02470と同 (B) 同19H01649、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター共同研究プログラム、青山学院大学教育人間科学部附属教育人間科学研究所プロジェクト研究から援助を受けました。

An Introduction to the Child Study of the Republic of Azerbaijan (3): Legislation and Policies on Domestic Implementation of the Convention on the Rights of the Child

MURACHI Toshimi

This report has examined developments in the rights of the child in Azerbaijan over the past 30 years, focusing on the domestic implementation of the Convention on the Rights of the Child. As a result, the following three points became clear.

First, we have reviewed the responses of the four former Soviet republics to the major human rights treaties, all of which have ratified most of them. Azerbaijan, in particular, has ratified the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families, which the other three countries have not yet done so. On the other hand, Azerbaijan has adopted the individual reporting system, which is a current focus of attention, for the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, the Covenant on Civil Liberties, and the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, but not for the other treaties, including the Convention on the Rights of the Child. Azerbaijan has also not ratified the Hague Convention on International Child Abduction.

Second, we summarized the relationship between the past several government reports and concluding observations and compared their contents. In the course of exchanges between the Government and the Committee on the Rights of the Child based on the universal periodic review system, the basic laws, national plans, and ombudsman organizations necessary for domestic implementation of the Convention on the Rights of the Child, which were lacking at the beginning, have been developed. On the other hand, a rights commissioner dedicated to children's rights and the general and continuous collection of data on children remain inadequate.

Third, trends in policy for the protection of children's rights were examined, focusing on relevant laws and regulations. The fundamentals of the legal system relating to human rights, especially children's rights, were largely established in the late 1990s to mid-2000s. The relevant articles of the Constitution (1995), which is at the center of the legal system, express the family-state concept and stipulate the relationship between the government and the people, with the government supervising whether or not the people comply with the concept. On the other hand, in the Family Law (1999), which is a follow-up to the Family Law, the family-state perspective is not prominent in the 13 articles directly related to the rights of the child. An analysis of the relationship between parental authority and children's rights in a total of 90 articles is left for the fourth report.

The Law on the Rights of the Child (1999) is a good reflection of the Convention on the

Rights of the Child. The Basic Law on Human Rights Commissioners (Ombudsman) (2001) stipulates the requirements for promoting activities as an institution responsible for domestic implementation of human rights treaties. However, there is a weakness in terms of independence from the government. This trend can also be seen in the State Committee for Family, Women and Children Affairs (2006), which is the “parent body” of the Human Rights Commission.

Thus, there has been progress in the external aspects of human rights in Azerbaijan, especially children’s rights, in terms of the legal system and related organizations. On the other hand, there is the problem of the constitutional family state and the weak political independence of the Human Rights Commission and the State Commission for Family, Women, and Children’s Affairs. This is due to the following circumstances. 1) Since joining the Council of Europe in 2001 as part of President Heydar’s equidistant foreign policy, it is necessary to create a democratic appearance with regard to human and children’s rights. 2) As President Ilham has been multiply elected, paternalism has gradually been manifesting itself. As a result, there is a growing tendency to protect the rights of citizens and children to some extent, but not to recognize them as the subjects of their rights. And this trend is intensifying with the further prolongation of President Ilham’s reign.